



2025 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 岡本 毅
(コード番号 7746 東証スタンダード)
問合せ先 財務経理部長 風間 卓
電 話 04-7137-3111

**第三者割当による第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ**

当社は、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、S M B C 日興証券株式会社（以下「S M B C 日興証券」といいます。）を割当予定先として第三者割当による新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2025 年 6 月 6 日
(2) 発行新株予約権数	58,160 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 81 円（総額 4,710,960 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：5,816,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） なお、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、いかなる行使価額においても潜在株式数は、5,816,000 株で一定です。
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使 に際して出資される 財産の価額)	965,982,960 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は 167 円です。 上限行使価額はありません。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	下限行使価額は 84 円です。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 16 項第（3）号をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げた金額）に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
（7） 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
（8） 割 当 予 定 先	SMB C 日興証券
（9） そ の 他	当社は、SMB C 日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMB C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社と SMB C 日興証券との間で、本ファシリティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。

（注） 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第 12 項に定める行使可能期間をいいます。以下同様です。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは「常に地球と時代をみつめるダイナミックな経営を行い、社員一人ひとりの人生の充実と会社の発展を目指します。」を経営理念として掲げ、「硝材開発技術」、「ガラス精密成型技術」、「薄膜蒸着技術」の3つのコア技術を進化させ、1928年の創業時にカットガラスの生産を開始して以来97年間にわたりガラスの高付加価値化に取組み、専門メーカーとして時代のニーズを捉えたヒット商品を相次いで生み出してまいりました。当社グループは、当社、連結子会社（新潟岡本硝子株式会社、二光光学株式会社、蘇州岡本貿易有限公司、岡本光科学技術股份有限公司、JAPAN 3D DEVICES 株式会社）の計6社で構成されており、主力事業である光学事業において、プロジェクター用反射鏡、同内部レンズの製造及び販売を行っており、照明事業では自動車用ヘッドライト・フォグライト用カバーガラスや一般照明用ガラス製品等の製造及び販売を、機能性薄膜・ガラス事業ではガラス容器への加飾蒸着^{*1}、高耐久性銀ミラー、フリット（ガラス粉末）、歯科用デンタルミラー等の製造及び販売を行っております。

当社グループを取り巻く環境としては、2023年度から2025年度までの中期経営計画（「GROWTH25」）にて公表したとおり、従来のランプ光源（ハロゲン・HID）が反射鏡を必要としない固体光源（LED・レーザー）へ変化し、大画面の液晶ディスプレイの価格低下によりプロジェクター需要は頭打ちとなる一方で、照明各社は、高輝度化を推し進め、配光レンズに対する耐熱性・耐候性・耐光性の要求が高まっており、樹脂からガラスへの回帰が進んでいます。また、経済発展を支えるインフラとしてデータセンタの建設が世界的に活発化していることから、光アイソレータ^{*2}用途の当社ガラス偏光子^{*3}の受注が拡大している状況です。照明機器の配光レンズ等における樹脂からガラスへの回帰、データセンタの建設等を踏まえると日々変化する顧客ニーズを適切に素早く捕捉した上での積極的な開発投資が必要なフェーズであると考えております。加えて、熾烈な競争環境に属する中、更なる市場競争力の強化に向けたガラスを軸とする新たな収益源の確保に向け、スマイルカーブの上流即ち、硝材開発を意識した各種投資も必要不可欠となっております。

このような状況下、当社グループは、その3つのコア技術を活かし、LED照明用部品をはじめとする今後の成長が期待される分野での継続的な新規製品開発を着実に実行してきました。光学事業においては、従来のガラス成型法であるダイレクトプレス法^{*4}の加工精度を更に向上させる高精度プレス法（Future Press法）^{*5}の開発に成功したことで、レンズ精度向上、微細化、生産性向上及びCO2削減が可能となり、また、ガラス回帰の需要に対応すべく、2025年4月にG-injection[®]技術（ガラスの射出成型）を用いた世界初の3D・超精密形状ガラス製品製造ラインの試験稼働を開始したことで、従来の樹脂では耐えられなかった高輝度LEDの発熱、LDの高エネルギーに対応できるガラスレンズ等製造ラインを増設いたしました。照明事業においては、2024年にLEDから出射する拡散光をある角度範囲に高効率で集光させることができ、LED光源をベースとした照明系を使用する全ての機器に応用が可能であるLED用新導光体デバイスを開発し、特許も出願するに至りました。機能性薄膜・ガラス事業においては、同事業を主力事業である光学事業に次ぐ新たな収益源の柱と位置付け、特にフリット及び放熱基板の研究開発に注力してまいりました。フリットについては、5G高速通信用途の多層回路基板LTCC（Low Temperature Co-fired Ceramics）^{*6}に使用されるガラスフリットをシート状に形成し

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

たグリーンシート^{※7}を開発し、“超”モノづくり部品大賞「電気・電子部品賞」（主催：モノづくり日本会議、日刊工業新聞社）を受賞し、量産を開始しております。また、放熱基板の一種であるAlN基板^{※8}の開発においては、2024年11月に放熱素材に特化したスタートアップ企業、株式会社U-MAP（以下「U-MAP」といいます。）と資本業務提携を締結したことで、当社グループのセラミックス基板製造技術とU-MAPの革新的な放熱素材技術を融合させ、窒化アルミニウムと同等の高い熱伝導率を実現した世界初の「高機能窒化アルミ製放熱基板」の量産に成功し、その結果LEDやLD等の光学分野、パワーエレクトロニクス分野等における熱課題の解決が期待されております。このところのデジタルトランスフォーメーションやスマートデバイスの普及によるデータ量の増加、クラウドサービスの拡大等による、データセンタの市場規模が急激に拡大している中、機能性薄膜・ガラス事業における放熱基板は更なる需要が見込まれると考えております。最新のデータセンタはICT機器が非常に高密度で設置されており、データセンタの単位面積当たりの発熱量が増加し続けていることを踏まえると、当社グループの現在の供給能力では不十分であることから、放熱基板を中心とした生産能力の持続的な拡大を企図した製造ラインの増設等、機能性薄膜・ガラス事業における設備投資及び研究開発によるスマイルカーブの上流を意識した投資を更に強化していく予定です。

上記のように継続的な新規製品開発が必要不可欠な中、中長期的な財務戦略として、持続的かつ長期的な成長戦略の実現に向けた積極投資や将来的な資本・業務提携の投資に伴う手元流動性低下及び借入増加による財務戦略の柔軟性低下といった事業リスク増大に備えるため、自己資本の拡充を通じた財務健全性の向上を図る必要もあると考えております。また、2025年3月期の営業活動によるキャッシュ・フローは売掛債権の増加を主因に370百万円（前年比+32百万円）となった一方で、投資活動によるキャッシュ・フローは継続的な製品開発及び設備投資により846百万円（前年比+373百万円）と、営業活動によるキャッシュ・フローを超える投資を実行しており、不足分については借入金を中心とした負債の活用による資金調達を行っております。今回、負債の活用ではなくエクイティ性の資金による調達を行うことで、財務健全性の強化が達成できるものと考えております。

このような状況において、当社は、資金調達を行うに当たり、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、その1つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。本新株予約権は当社の判断により、その保有者であるSMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であり、当社の資金需要に即した資金調達方法であると考えております。

今回調達する資金に関しましては、機能性薄膜・ガラス事業における工場の新規設備投資及び運転資金に充当する予定であり、具体的には、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が当社の自己資本の拡充を通じた財務健全性の向上と財務戦略の柔軟性の更なる確保を可能とするものであり、将来の企業価値向上につながることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ※１：金属や酸化物などの物質を蒸発させて、製品の表面に薄い膜を付着させる加飾工法。
- ※２：順方向に進む光のみを透過し、逆方向の光を遮断する光学部品。
- ※３：特定の方向のみに振動する光のみを透過させる光学素子、偏光板の一種で、液晶ディスプレイや光アイソレータ等に使用。
- ※４：溶けたガラスを金型に直接供給してプレスするガラス成型法。
- ※５：ガラスを特定の温度に保ち、金型で精密にプレス成型する技術。
- ※６：LTTCとは低温同時焼成セラミックスの略称で、高周波特性や耐熱性に優位性があるもの。
- ※７：焼成して基板になる前の「生の」シート材料。
- ※８：高い放熱性と電気絶縁性を兼ね備えた基板。絶縁を保ちながら熱を逃がす役割として、5G時代のパワー半導体や光通信レーザー用の放熱基板として使用される。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。）を第三者割当の方法によって割り当て、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、当社の判断により、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（以下「行使停止指定条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

SMBC日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

② 当社による行使停止要請（行使停止指定条項）

SMBC日興証券は、行使可能期間において、当社からの本新株予約権の行使の停止に関する要請（以下「行使停止要請」といいます。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、行使停止要請を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- 当社は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間内の任意の期間を指定することができます。
- 当社は、行使停止期間を指定するに当たっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日まで（行使可能期間の初日を行使停止期間の開始日に設定する場合には、本ファシリティ契約の締結日）に、SMB C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）をします。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、SMB C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請を撤回する旨を通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）することにより、行使停止要請を撤回することができます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による買収防衛策の発動時における対応

当社は、当社が本ファシリティ契約締結時に導入している買収防衛策を継続する間に、当社の株式の保有割合が20%以上となる買付又は金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けに対する対抗措置の発動事由が発生したことを認識した場合には、直ちにその旨をSMB C日興証券に通知の上、当該通知の時点でSMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部（以下「買収事由発生時本新株予約権」といいます。）を、その払込金額と同額（以下「買収事由発生時買取価格」といいます。）で買い取ることに関しSMB C日興証券と協議（以下「買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議」といいます。）します。当社は、以下(i)及び(ii)で言及する売買契約の締結前に当社の取締役会が買収防衛策に基づく対抗措置の発動を決定したことを条件として、(i)買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議の時点で当社及びSMB C日興証券の双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在しないと認められる場合には、当該協議の後速やかに、SMB C日興証券との間で売買契約を締結の上、SMB C日興証券から買収事由発生時買取価格で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとし、(ii)買収事由発生時本新株予約権の取得にかかる協議の時点で当社又はSMB C日興証券の一方又は双方において買収事由発生時本新株予約権を売買することに関し法令上の制約が存在すると認められる場合には、当該法令上の制約が全て解消された後速やかに、SMB C日興証券との間で売買契約を締結の上、SMB C日興証券から買収事由発生時買取価格で買収事由発生時本新株予約権を買い取るものとします。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

④ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、SMB C日興証券が2028年6月30日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日に行使された本新株予約権を除きます。）を、同日、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

また、当社が分割会社となる会社分割を行う場合に、SMB C日興証券から請求があった場合には、当社は、SMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。当社は、買い取った本新株予約権を消却します。

（２）資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するに当たり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること及び当社の自己資本の充実を実現し、財務健全性を強化することが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、SMB C日興証券より提案のあった第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約を含めて多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択に当たっては、公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても考慮の上判断いたしました。本資金調達は、機能性薄膜・ガラス事業における工場の新規設備投資及び運転資金へ充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を抑制し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能で、また当社の資金需要に則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。

本ファシリティ契約は、上記「（１）資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は5,816,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式の希薄化が限定されており、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら強固な財務基盤を構築することができ、また、資本政策の変更が必要となった場合には、下記【本資金調達の方法の特徴】⑥に記載の取得条項を利用することで、事業環境の変化に対応するための財務戦略の柔軟性の向上を図ることも可能であると考えられます。

当社は本資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMB C日興証券からの上記の提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i)SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)行使停止指定条項により、当社は、当社の判断によりSMB C日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、SMB C日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は5,816,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数232,668個（2025年3月31日現在）に対する希薄化率は24.99%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。さらに、本新株予約権の行使価額は本新株予約権の各行使請求の効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定程度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を84円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額）に設定しました。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMB C日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i)残存する本新株予約権が全て行使された日、(ii)当社が本新株予約権の発行要項に基づきSMB C日興証券が保有する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付した日、(iii)SMB C日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日、(iv)2028年6月30日、又は(v)当社に対する買収防衛策の発動事由発生時における当社による本新株予約権の取得について当社及び割当予定先との間で協議を行った日のいずれか先に到来する日までの間、SMB C日興証券の事前の書

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストック・オプション制度若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行若しくは処分、株式分割、株式無償割当て、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMB C日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、SMB C日興証券が2028年6月30日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日にSMB C日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、同日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項第14項には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合、当社は、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨が定められています。これにより、当社は、資本政策の変更が必要となった場合に、その判断で残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保することができます。また、一定の組織再編が生じる場合や上場廃止その他これに準ずる事象が生じた場合に、当社が残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額を交付して取得する旨も同様に規定されています。上記いずれの場合も、当社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(カ)のようなデメリットがあります。

(ア) 本新株予約権による資金調達は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっております。本ファシリティ契約において、SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することが規定されるものの、本新株予約権を行使する義務を負うものではなく、任意の裁量により本新株予約権を行使することとされているため、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず上記「1. 募集の概要（5）調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）」に記載された調達資金の額に相当する資金を当社の想定どおりに調達できない可能性があります。

(イ) 本新株予約権は、上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMB C日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1. 募集の概要（5）調達資金の額（新株予約権の行使

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

に際して出資される財産の価額)」に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

(ウ) 当社普通株式の株価が上記「1. 募集の概要 (6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載された下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した資金調達ができない可能性があります。

(エ) 本新株予約権の発行による資金調達は、SMB C日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。

(オ) 2028年6月30日までに本新株予約権の行使がなされなかった場合、本ファシリティ契約に基づき、当社は、SMB C日興証券が2028年6月30日時点で保有する本新株予約権の全部（ただし、同日にSMB C日興証券が行使した本新株予約権を除きます。）を、同日に、本新株予約権1個当たりにつきその払込金額と同額で買い取る義務を負います。

(カ) 本新株予約権の行使による希薄化は限定されているものの、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化率を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレート・ガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株主割当による当社普通株式の発行は、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であると考えられます。
- ④ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」といいます。）は、MSCBの割当先の転換権に制限がない場合は発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ⑤ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であると考えられます。

- ⑥ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑦ 借入及び社債等により全額調達した場合、自己資本の拡充を通じた財務健全性の向上を図るという目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	975,982,960 円
本新株予約権の払込金額の総額	4,710,960 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	971,272,000 円
・ 発行諸費用の概算額	10,000,000 円
・ 差引手取概算額	965,982,960 円

- （注） 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記（１）に記載のとおり合計966百万円となる予定であり、また上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、次の使途に充当する予定であります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定期間
① 機能性薄膜・ガラス事業における工場の新規設備投資資金	935	2027年1月～2027年9月
② 新規設備投資に起因する増加運転資金	31	2027年3月～2028年3月
合計	966	-

(注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定であります。

2. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、金額不足分は自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記記載の使途へ充当又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合においても、事業計画の見直しを行う可能性があります。

① 機能性薄膜・ガラス事業における工場の新規設備投資資金

当社グループの主力製品であるプロジェクター用反射鏡は、ランプ光源から固体光源へのシフト、フラットパネルディスプレイ*¹の価格低下等の影響を受けて需要が漸減している一方で、成長分野であるデータセンタ市場に向けた放熱基板における各種投資を強化しております。昨今のデータセンタは、大手クラウドベンダーの生成AI開発等による技術革新やデジタル化の加速の影響を受け、サーバーの高性能化と小型化による発熱量を抑えるための排熱が大きな課題となっていることから、放熱基板を中心とする排熱へ対応する製品の需要は拡大していくものと考えております。これまで機能性薄膜・ガラス事業においてグリーンシート及びAIN基板等を新たに開発・販売を行ってきましたが、今後は製造設備強化を通じたデータセンタ向けを中心とした放熱基板の供給能力の持続的な拡大、コストダウン及び付加価値向上による市場での優位性実現に向けて継続的な投資を行っていく計画です。

具体的には加熱工程で使用する焼成炉*²を新たに2機導入する他、スラリー分散工程*³、ガラスフリット用塗装及び切断工程、成形体製造工程、脱脂工程*⁴等の設備を導入することを検討しております。今回の設備投資により、放熱基板を製造できるラインが1ラインから3ラインへ増加することを想定しております。

今回の調達資金は、機能性薄膜・ガラス事業における工場の新規設備投資として2027年1月から2027年9月までに935百万円を充当する予定です。

② 新規設備投資に起因する増加運転資金

上記①の新規設備投資を行うことで増産及び拡販に繋がり、在庫及び売掛金増加に伴う増加運転資金が必要となる見込みであることから、本件調達資金の一部を充当する予定です。

今回の調達資金は、新規設備投資に起因する増加運転資金として2027年3月から2028年3月

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

までに31百万円を充当する予定です。

※1：CRT（ブラウン管）に代わる、薄型で、平坦な画面の薄型映像表示装置の総称。

※2：加熱装置の一種で、部品や部材を加熱して結晶構造を変化させたり、焼結させたりする炉。

※3：スラリー（固体と液体の不均一な混合物）を均一分散させる工程。

※4：表面に付着した油や汚れを取り除く工程。

なお、当社グループの設備投資計画は、2025年5月21日現在、以下のとおりです。

セグメントの別	会社名 事業者名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完工予定 年月	完成後の 生産能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
機能性薄膜・ ガラス事業	岡本硝子㈱ 高田工場 (千葉県柏市)	ガラス偏光 子製造設備	100,000	—	自己資金	令和7年 11月	令和8年 1月	生産能力 100%増加
機能性薄膜・ ガラス事業	岡本硝子㈱ 高田工場 (千葉県柏市)	放熱基板 製造設備	935,000	—	新株予約権の 発行及び行使 による調達資 金、自己資金 及び銀行借入	令和8年 12月	令和9年 4月	生産能力 200%増加

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、自己資本の充実を実現し、財務基盤をより強固にするとともに、事業環境の変化に対応するための財務戦略の柔軟性の向上を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：山本顕三）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の81円としました。当該算定機関は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められるとともに、割当予定先から独立した立場で評価を行っております。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提（本新株予約権の当初行使価額（167円）、本新株予約権の行使期間（約3年間）、当社普通株式の株価（167円）、株価変動率（ボラティリティ41.9%）、配当利回り（0%）、無リスク利子率（0.8%）を含みます。）を置き、さらに割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案し検討した結果、上記の本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないものと判断しました。なお、本新株予約権の行使価額は、割当予定先の権利行使の可能性や当社株価への影響などに鑑み、割当予定先との協議の上で、決定日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正されます。

これらの結果、本日現在において当社監査役3名全員（うち2名は社外監査役）から、本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 5,816,000 株に係る議決権の数は 58,160 個であり、当社の発行済株式総数 23,305,543 株（2025 年 3 月 31 日現在）に対して 24.96%（小数点以下第3位を四捨五入）、総議決権数 232,668 個（2025 年 3 月 31 日現在）に対して 24.99%（小数点以下第3位を切り捨て）の希薄化が生じます。しかしながら、本資金調達は当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指すものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間（2022 年 5 月から 2025 年 4 月まで）の1日当たりの平均出来高は 442,073 株であり、直近6か月間（2024 年 11 月から 2025 年 4 月まで）の同出来高も 2,094,329 株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 5,816,000 株を行使期間である約3年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は約 7,775 株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、割当予定先として選択したSMBC日興証券との間で、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力すること、その他行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を、更なる成長戦略の遂行のため、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の各資金使途に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であると考えております。

加えて、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、行使停止指定条項の仕組みを通じて、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

から、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	S M B C 日 興 証 券 株 式 有 限 公 司		
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 吉岡 秀二		
(4)	事 業 内 容	金融商品取引業等		
(5)	資 本 金	1,350 億円		
(6)	設 立 年 月 日	2009 年 6 月 15 日		
(7)	発 行 済 株 式 数	200,002 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	8,893 人 (2025 年 3 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	投資家及び発行体		
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行		
(12)	大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当該会社が当社の株式 16,800 株 (2025 年 4 月 30 日現在。2025 年 3 月 31 日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.07%) を保有しているほか、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除きます。)			
	決 算 期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
	連 結 純 資 産	916,588	1,235,676	1,228,929
	連 結 総 資 産	15,141,406	19,832,076	21,042,958

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1株当たり連結純資産（円）	4,582,681	6,178,070	6,144,585
連結営業収益	279,492	419,113	506,885
連結営業利益	▲44,485	27,489	51,146
連結経常利益	▲42,170	31,941	57,060
親会社株主に帰属する当期純利益	▲39,838	16,238	67,523
1株当たり連結当期純利益（円）	▲199,189	81,189	337,614
1株当たり配当金（円）	-	-	73,799

（注）SMB C日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は本資金調達にあたり、SMB C日興証券を含む複数の金融機関に相談したところ、SMB C日興証券から提案の本スキーム以外にも提案を受け、SMB C日興証券以外からの提案を含む他の資金調達方法も含めて検討した結果、SMB C日興証券より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、割当予定先から詳細な説明を受け、その結果上記「１．募集の概要」及び「３．資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「（１）割当予定先の概要」に示すように、本資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB C日興証券を割当予定先として選定しました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

さらに、当社は、2007年6月26日開催の当社第61回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後定時株主総会における一部修正・更新を経て継続しておりますが、本新株予約権の発行によるSMB C日興証券の当社株券等の取得は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、株価動向等を見極めながらエクイティ性資金を調達し、当該資金により、継続的な成長戦略を推進するという当社のニーズに最も合致しており、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上につながると考えられることから、本新株予約権の発行に対しては当該買収防衛策を適用しないことについて、本日開催の取締役会にて承認を受けております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定であり、当社は、SMB C日興証券から本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する予定がないことを口頭で説明を受けております。

SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、SMB C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。加えて、当社は、SMB C日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを、割当予定先より口頭で確認しております。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。上記の他、具体的には、①割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上記制限超過行使に係る内容を約させること、及び②本新株予約権の行使価額が発行決議日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値以上の場合又は本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等においては制限超過行使を行うことができること、といった内容が定められる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受け、同社の2025年3月期決算短信（連結）に記載されている2025年3月31日現在の連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMB C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本資金調達に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
--

なお、SMB C日興証券は有限会社オー・ジー・シーとの間で株券貸借取引契約の締結を行う予定ではありますが、現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年3月31日現在）	
有限会社オー・ジー・シー	18.62%
岡本興産有限会社	4.16%
岡本 毅	3.35%
小松 秀輝	2.16%
野村證券株式会社	1.31%
窪寺 敏幸	1.16%
岡本 峻	1.13%
楽天証券株式会社	1.11%
石橋 拓朗	1.05%
岡本硝子社員持株会	0.90%

- （注） 1. 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は5,816,000株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、20.00%となります（2025年3月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。）。
2. 持株比率は2025年3月31日現在における発行済株式（自己株式を除きます。）総数に対する保有株式数の割合を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 当社は、上記のほか自己株式29,871株（2025年3月31日現在）を保有しております。

9. 今後の見通し

2025年5月14日付「2025年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照ください。なお、本新株予約権の発行による影響は、その効果が中長期的に及ぶものであり、2026年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

10. 企業行動規範上の手続き

今般の第三者割当は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を当社の発行済株式数に係る総議決権数で除して算出した希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結） (単位：千円。特記しているものを除きます。)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期
連 結 売 上 高	4,886,741	4,583,458	4,686,676
連 結 営 業 利 益	133,136	61,872	126,184
連 結 経 常 利 益	146,186	146,280	84,722
親会社株主に帰属する当期純利益	214,984	101,944	89,009
1 株当たり連結当期純利益（円）	9.23	4.38	3.82
1 株 当 たり 配 当 額 （ 円 ）	-	-	-
1 株当たり連結純資産（円）	65.89	72.76	77.48

(注) 2025 年 3 月期の数値は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査はなされておられません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025 年 3 月 31 日現在）

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	23,305,543 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の総数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
始 値	135 円	137 円	175 円
高 値	183 円	315 円	180 円
安 値	123 円	99 円	120 円

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

終 値	137 円	172 円	167 円
-----	-------	-------	-------

(注) 2026 年 3 月期の株価については、2025 年 5 月 20 日現在で表示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	2024 年 12 月	2025 年 1 月	2025 年 2 月	2025 年 3 月	2025 年 4 月	2025 年 5 月
始 値	166 円	249 円	180 円	169 円	175 円	149 円
高 値	315 円	249 円	203 円	188 円	180 円	173 円
安 値	157 円	177 円	166 円	162 円	120 円	144 円
終 値	250 円	183 円	168 円	172 円	151 円	167 円

(注) 2025 年 5 月の株価については、2025 年 5 月 20 日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2025 年 5 月 20 現在
始 値	167 円
高 値	172 円
安 値	166 円
終 値	167 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

**岡本硝子株式会社
第 10 回新株予約権
発行要項**

1. 本新株予約権の名称 岡本硝子株式会社第 10 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 4,710,960 円
3. 申込期間 2025 年 6 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 6 月 6 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、S M B C 日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 5,816,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100 株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(6)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。
$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
 - (3) 第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(1)号に定義する。)が調整される場合(第 11 項第(5)号に従って下限行使価額(第 10 項第(2)号に定義する。)のみが調整される場合を含むが、株式分割等を原因とする場合を除く。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、第 11 項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第 11 項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)).
$$\begin{array}{l} \text{調整後交付株式数} \\ = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \end{array}$$
 - (4) 本項に基づく調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (5) 本項に基づく調整において、調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
 - (6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第 11 項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 58,160 個
8. 各本新株予約権の払込金額 81 円（本新株予約権の目的である普通株式 1 株当たり 0.81 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初 167 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。
10. 行使価額の修正
 - (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前の VWAP のある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の VWAP の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、84 円（ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。）とする。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既 発 行 普 通 株 式 数} & \text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} & \\ & & & \text{時} & \text{価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & + & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第（３）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（ただし、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。また、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項第(1)号に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみ調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

2025年6月9日から2028年6月30日（ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併を行うこと、又は当社が株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 行使請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社
18. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 上野支店
19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
20. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、更に割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、一定の前提の下で行使可能期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を評価結果と同額の81円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載の通りとし、行使価額

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は当初、2025 年 5 月 20 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。